

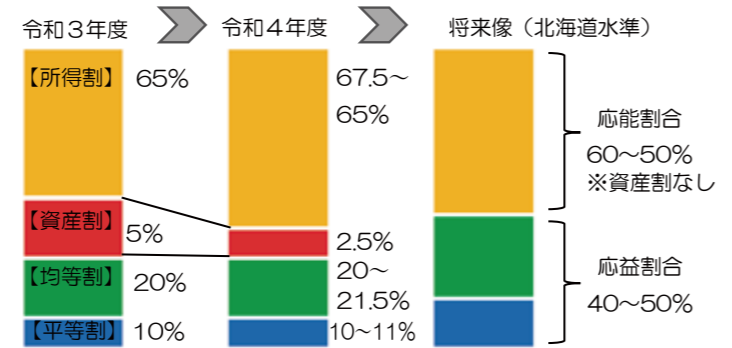
こくほのはなし

国民健康保険料のお知らせ

～道内どこでも同じ保険料をめざして～

北海道と市町村では、同一所得・同一世帯構成であれば、道内どこでも同じ保険料の負担となるよう「国民健康保険料の平準化」に取り組んでいます。町においても急激な保険料負担とならないよう令和元年度から段階的に進め、本年は下記の賦課割合で保険料率を算定しました。

町の賦課割合



令和4年度の保険料率

医療費分+後期高齢者支援金分

年度	限度額	保険料率			
		所得割	資産割	均等割	平等割
令和3年度	820,000円	8.02%	36.65%	30,400円	34,100円
(医療分)	630,000円	6.43%	29.42%	23,900円	26,800円
(後期高齢者支援金分)	190,000円	1.59%	7.23%	6,500円	7,300円
令和4年度	850,000円	7.80%	17.05%	34,600円	39,000円
(医療分)	650,000円	6.09%	13.26%	26,700円	30,100円
(後期高齢者支援金分)	200,000円	1.71%	3.79%	7,900円	8,900円
比較 (R4-R3)	30,000円	△0.22%	△19.60%	4,200円	4,900円

介護納付金分

年度	限度額	保険料率			
		所得割	資産割	均等割	平等割
令和3年度	170,000円	1.03%	5.80%	8,400円	5,900円
令和4年度	変更なし	1.18%	3.19%	9,700円	6,700円
比較 (R4-R3)	0円	0.15%	△2.61%	1,300円	800円

低所得世帯に対する軽減

前年の所得が次の金額以下の世帯を対象として保険料を軽減します。

- 【7割軽減】43万円
- 【5割軽減】43万円+(28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1))
- 【2割軽減】43万円+(52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1))

未就学児に対する均等割額の軽減

未就学児(小学校入学前の子ども)である被保険者がいる場合は、その未就学児に対する均等割額を5割軽減します。

お問い合わせ先

役場町民生活課町民係

☎(62) 4472

透明で信頼される町政の確立を目指し

町では、職員の公務員倫理や法令順守を推進するための環境づくりや体制を整備することにより、透明でより町民の皆さんに信頼される町政を確立するために、「小清水町コンプライアンス推進条例」を制定しました。(令和4年4月1日から施行)

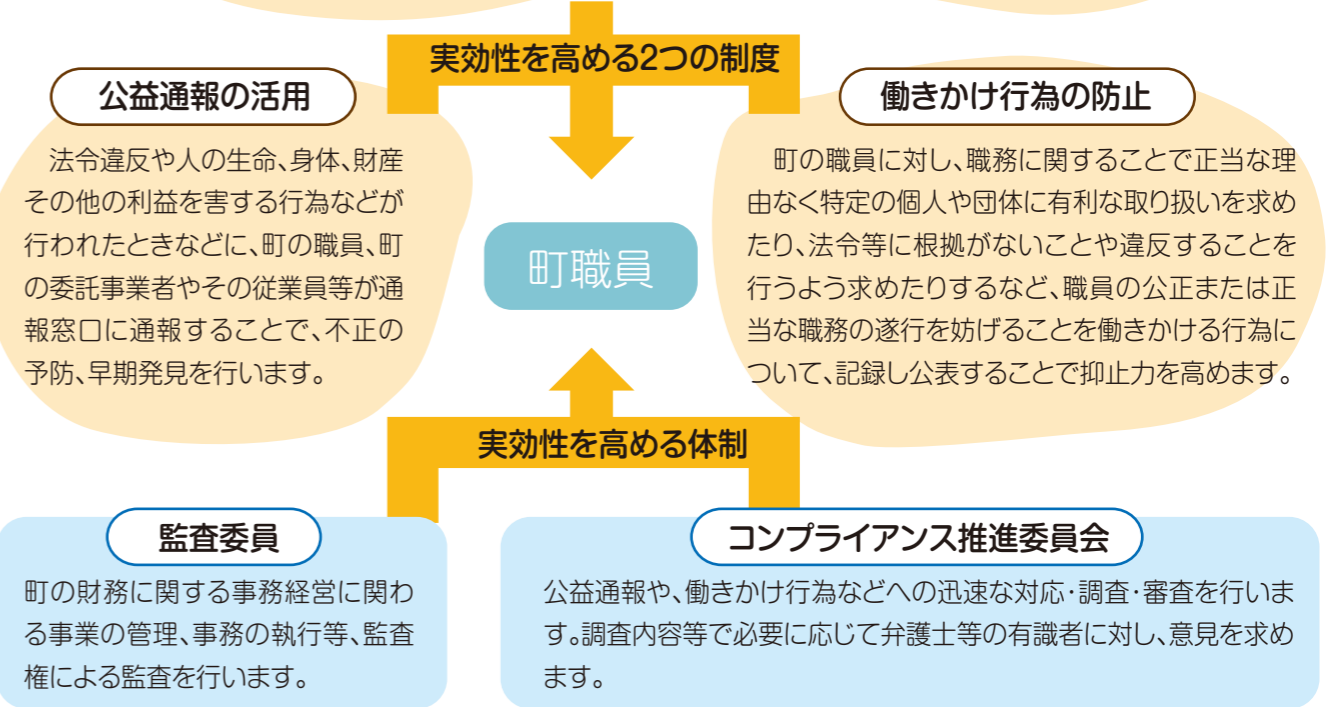
コンプライアンスとは?

本条例では、法令や規則などに従って、公正に職務を行うこととしています。コンプライアンスを徹底することは、法令違反や不祥事の回避、また信頼を得ることにつながります。

倫理保持および法令順守の原則

今回の条例では、職員が自らを律するための行動指針として、職務に関する倫理の保持と法令の遵守に関する原則を定めました。

- ①全体の奉仕者であることを自覚し、公正な姿勢で、町民の立場に立って職務を行う。
- ②自らの行動が町全体に影響を及ぼすことを認識し、職務や地位を私的な利益のために利用しない。
- ③公正を損なったり、不当な影響を及ぼす可能性のある職務上知り得た情報については、秘密を適正に管理する。
- ④職務の遂行にあたっては、法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、働きかけ行為に対しては、き然と対応する。
- ⑤行政の透明化の推進と説明責任を果たすことで、町政に対する町民の理解と協力を得られるよう努める。



通報窓口・お問い合わせ先

役場総務課職員厚生係

☎(62) 4470

e-mail) soumugrp@town.koshimizu.hokkaido.jp